

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉
の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則（案）
に対する意見公募の結果について

令和7年5月14日
原子力規制委員会

1. 概要

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則（案）について、意見公募を実施しました。

期 間： 令和7年1月23日から同年2月21日まで

対 象：

➤ 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則（案）

方 法： 電子政府の総合窓口(e-Gov)及び郵送

2. 意見公募の結果

○提出意見数:5件¹

○提出意見に対する考え方:別紙のとおり

¹ 提出意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された提出意見数の算出方法に基づく。なお、今回の意見公募において、提出意見に該当しないと判断されるものは4件だった。

別紙

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する
規則（案）に関する提出意見及び考え方

令和7年5月14日

No.	提出意見	考え方
1	・「安全性向上評価が終了した日」の定義は何か。担当が評価し終えた日か。下請けが報告した日か、担当が文章として届出書を完成させた日か、それとも、社内決裁が終わった日か。 ・複数の意味にとれる文章は、規則として不適切である。もし電力会社と規制委員会の規則の解釈が異なる場合、電力会社が自覚なく規則違反をおかす可能性がある。	➤ 改正後の「安全性向上評価が終了した日」とは、事業者として安全性向上評価に係る評価を決定した日を指します。なお、この記載の趣旨は、改正前の「安全性向上評価をした」時点と何ら変わるものではありません。
2	意見：改正前のままにするべき。もしくは「安全性向上評価が終了した日」を1つの意味にしかとれない表現に修正するべき。 理由： 「安全性向上評価が終了した日」の意味が曖昧。いろんな意味に解釈できる（例：データがとれた日、考察まで終わった日、書類執筆が終わった日 or 上司のチェックが終わった日 etc.）。今まであいまいな表現でゆるされていたのは、届け出ないといけない期限が、これまた曖昧な表現である「遅滞なく」であったためではないか。 「遅滞なく」は、合理的な理由があれば期限いつでもよいという便利な言葉だ。例えば、「安全性向上評価が終了した日」が、「データがとれた日」としていても、「上司のチェックや製本作業が必要」だったとすれば提出までに時間がかかっても説明がつくし、一方で、「安全性向上評価が終了した日」を、「チェックも製本作業も終わった日」と解釈していた場合は、すぐに提出しなければ理由がつかない。このように、改正前は、「安全性向上評価をした後」をどのように解釈していても「遅滞なく」という言葉の便利さで、カバーできていた規則文だったのではなかろうか。 しかしながら、「30日以内」という数字で限定した途端、いつからの30日なのか、その数え始めである「安全性向上評価が終了した日」の意味も明確にしなければならなくなった。そ	➤ 「安全性向上評価が終了した日」の考え方は No.1 を御覧ください。 ➤ 「遅滞なく」を「30日以内」と改正した趣旨は、安全性向上評価制度の届出の期限として、具体的な日数を定めることとしたものです。「30日以内」という期限については、事業者における届出資料の作成準備に係る期間を考慮したものです。 ➤ 以上より、原案のとおりとします。

No.	提出意見	考え方
	うでないと、「３０日以内」にした意味がない。期限の始まる日の意味がふわっとしていると、本当は３１日目や３２日目でも、解釈次第によって３０日以内ですよと言い張れてしまう。以上から、「安全性向上評価が終了した日」の意味が曖昧なので、改正前の「遅滞なく」で問題ない。また、これは前提を置いたうえでの意見であるが、「安全性向上評価が終了した日」の意味が「届出書完成日」である場合は、合理的な理由がないのに、提出せずに、３０日放っておいてもよいことになるのは、改正前よりも劣化してしまっている。 一方で、「３０日以内」とすることにそれ相応の意図があるのであれば、前段の理由から「安全性向上評価が終了した日」を１つの意味にしかとれない表現に修正すべき。この場合は、なぜ３０日なのかの理由も示すべき。１週間や１０日、１４日 etc. ではダメなのか。	
3	規則案に完本添付の定めがない。届出書の添付書類の定めは規則で定めねば法的拘束力が生じ得ない。他書では添付する書類を規則に明記し、法的拘束力を担保している。故に原案では不適當。内規に定めるとした完本添付の定めを規則に盛り込む修正案の提示が急務。	➤ 安全性向上評価制度は、事業者の自主的な安全性向上を目的とした届出制度であり、法令に定める事項を踏まえた上で、届出書の構成や記載内容を含めて事業者において検討し、作成すべきものであると考えており、届出の形式について現行の法令を改正して法的拘束力をもって定める必要はないと考えています。 ➤ なお、実用発電用原子炉の安全性向上評価に関する運用ガイド（原規技発第 1311273 号）の「安全規制によって法令への適合性が確認された範囲」を説明する資料に係る見直しについては、安全性向上評価制度の届出書類の一部を完本にすることで、事業者の届出手続を合理化できることを示したものです。 ➤ 以上より、原案のとおり規則には完本添付は定めないこととします。
4	規則の改正案に関連し実用炉規則の解釈について、以下のとおり確認したい。	➤ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 57 条の 8 に規定するとおり、原子力事業者は

No.	提出意見	考え方
	＜確認したい内容＞ 実用炉規則第九十九条の三の評価（安全性の向上のための評価の実施）の実施時期より前に、旧実用炉規則第七十七条により求められる「定期安全レビュー」の実施時期がきた場合の実用炉規則の附則（原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則（平成二十五年十二月六日原子力規制委員会規則第十六号）第十四条）の解釈について確認したい。 ＜詳細説明＞ 実用炉規則の附則※1に、「初めて安全性向上評価の届出をするまでの間は、旧実用炉規則がなおその効力を有する」とあるため、安全性向上評価の初回届出を行うまでは、全てのプラントで定期安全レビュー（以下 PSR）を実施することが必要と認識している。 新規制基準に適合したが再稼働に至っていないプラントにおいては、安全性向上届出の前に PSR を実施するタイミングがおとずれれる可能性があるが、PSR を実施後、遅くないタイミングで再稼働した場合、再稼働後の安全性向上評価で同等の評価を行うこととなるため、事業者は重複した評価を行わなければならない可能性がある。 上記について、新規制基準適合のための保安規定の認可を受けたプラントは、初回届出には至っていませんが、再稼働後、安全性向上評価届出を行うことが確実であり、PSR を包絡した評価が必ず行われるため、上記の附則の対象外となる解釈は可能か。 ※1（原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則（平成二十五年十二月六日原子力規制委員会規則第十六号）第十四条）	最新の知見を踏まえつつ、施設の安全性の向上などの措置を講ずる責務を有しています。 ➤ 新規制基準に適合したものとして保安規定の認可を受けた発電用原子炉の運転開始の日までの期間は一律ではありません。また、相当期間運転を停止している発電用原子炉であっても、廃止措置計画の認可を受けていない発電用原子炉は、適切な施設・設備の維持を図る観点から、保安のための措置を適切に実施しつつ、施設・設備の安全性を評価し継続的に改善する必要があります。 ➤ 以上より、相当期間運転を停止している発電用原子炉は、初めて安全性向上評価届出を行うまでの間は、原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 16 号）附則第 14 条及び同規則による改正前の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号）第 77 条に基づき、保安活動の実施状況等を適切に評価する必要があります。 ➤ なお、御指摘の長期停止プラントにおける長期的な劣化に関する評価及びその結果を踏まえた措置については、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則（令和 5 年原子力規制委員会規則第 4 号）による改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 81 条第 1 項第 8 号に定める発電用原子炉設置者に対する義務として定められているものであり、発電用原子炉設置者の自主的な取組ではありません。

No.	提出意見	考え方
5	規則の改正案に関連し実用炉規則について、以下のとおり一部改正を検討いただきたい。 ＜一部改正を検討いただく内容＞ 実用炉規則の附則（原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則（平成二十五年十二月六日原子力規制委員会規則第十六号）第十四条）を削除いただきたい。 ＜経緯＞ 東京電力福島第一原子力発電所事故の後に再稼働していない長期停止プラントにおける「定期安全レビュー」については、実用炉規則の附則※1により、安全性向上評価の届出をするまでの間は、改正前の規定※2 が効力を有することから、NISA ガイドライン※3 も踏まえつつ、継続して評価を実施している。 一方で、このガイドラインの中でも取り扱いについて記載されている高経年化技術評価に関しては、GX 法関係法令※4 施行により、長期停止プラントの扱いは、運転プラントの長期施設管理計画の認可制度とは異なり、事業者が自主的に長期的な劣化評価を実施し、その結果を考慮した措置を講じるといった事業者の自主的な取り組みとして行うものとなっている。 「定期安全レビュー」は、定期的にプラントの保安活動が適切に維持されていることを確認することが目的であるが、プラントの保有するリスクの大きさにより、達成される保安活動のレベルは異なるものとする。 （運転プラントの長期停止プラントのリスクの差が考慮されるべき）	

No.	提出意見	考え方
	以上を踏まえ、「定期安全レビュー」に関しても、事業者が自主的にプラントの現状に即した評価を実施できるよう、運転プラントを前提とした NISA ガイドラインと紐づく実用炉規則の附則は、削除も含めた見直しが必要と考える。 ※1（原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則（平成二十五年十二月六日原子力規制委員会規則第十六号）第十四条） ※2 実用炉規則第六十七条第一項及び第七項並びに第七十七条 ※3 NISA 文書「実用発電用原子炉施設における定期安全レビュー実施ガイドライン」 ※4 脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の本格施行に伴う核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令等	
6	パブコメ募集に感謝いたします。 ・P12 下から 6 行目 1-1 概要全般、1-2 敷地特性 地震国である以上大切な記載と思われる。 ・P18 3-2 14 行目 中長期的な評価欄 「運転開始後 30 年を経過し？「経年劣化」について？」も含めて 老朽化してくる建築物を今以上に定期試験・検査を慎重かつこまめに期間を設定していくことを要望する。	➤ 敷地特性に関する事項は「1-2 設置の許可に関する事項」で示す設置許可申請書の完本に含まれているため、今般の改正を踏まえ、完本により届出がなされる場合、引き続き当該事項に関する記載が届出に含まれるものと考えます。 ➤ 運転開始後 30 年を経過して運転しようとする発電用原子炉に対する規制制度である長期施設管理計画の認可制度は、運転開始後 30 年を経過した発電用原子炉に対して、10 年以内ごとに、運転が見込まれる期間における発電用原子炉施設の劣化の状況に関する技術的な評価を義務付け、その結果に基づき定期事業者検査等の通常保全に追加して実施すべき追加保全を抽出し、適切な劣化管理を実施することを事業者に義務付けるための制度であり、これらの劣化管理が適切に行われているか否かを原子力規制検査において確認していきます。なお、これまでも安全性向上評価制度の

No.	提出意見	考え方
	・ P26 o モニタリングポスト が改正後ぼ〔原文ママ〕文章から消えている。国民が知ることができる情報のひとつとして、改正後も記載と情報公開の記載を要望する。 ・ P61 改正後(b)i 調査・収集のみ でなく、国民に公表することを追記要望する。 ・ P1 (1)実用炉規制等の一部改正規則(案) 改正前 六月を超えない から、改正後は一年を超えない に変更した理由と根拠を知りたい。	届出における評価事項として経年劣化に関することが含まれており、改正後も当該事項に変更はありません。 ➤ 安全性向上評価の中で実施した調査や評価の結果を公表することが法的に義務付けられていること、設置許可申請書の完本にモニタリングポストの情報も含まれるものであることから、今般の改正を踏まえ、完本により届出がなされる場合、引き続き当該情報は公表されるものと理解しています。なお、御指摘の箇所は届出書の記載事項のイメージを掲載したのですが、制度運用開始から一定期間が経過し、実績も積み重なってきたことから当該記載イメージの役割は果たしたと判断されるため、削除することとしています。 ➤ 御指摘の内容は、事業者が確率論的リスク評価の実施に当たり事業者が調査すべきものの例を挙げたものに過ぎません。その上で、安全性向上評価の中で実施した調査や評価の結果は現行の法律で公表が義務付けられているため、御指摘の情報が届出に記載されれば、当該事項を含めて公表される仕組みとなっています。したがって御指摘の記載を追記する必要はないと考えます。 ➤ 現行制度では定期事業者検査終了後6か月以内に評価し、遅滞なく届け出ることとなっているところ、本改正により定期事業者検査終了後から1年以内に評価し、30日以内に届け出ることとしています。これは、事業者において複数の実用発電用原子炉についてまとめて届出をしやすいことにより、重複する記載内容の削減など届出書類の合理化を図るためのものです。また、現状は定期事業者検査終了後からの運転期間は最大13か月であること、プラントの工事は定期事業者検査の期間中に実施される実態があることを踏まえると、評価の時期を1年以内に実施し、評価終了

No.	提出意見	考え方
	・ P3 7 8 行目 イメージの役割は果たしたと判断されたとあるが、判断基準と理由をお聞かせ願いたい。 同 7 行目には、多数実施され？経験が蓄積されている とあるが、安全性向上には届け出の蓄積よりも、実績と対策が重要であると思われる。削除するというのは反対である。 ・ 全般について 地震国である以上、つねに万が一の避難・地震・津波・断層道危機管理対策が必要でと考える〔原文ママ〕。それをせずして稼働はしない約束と記載を要望する。 科学は未知学であり、人間が行う以上 100%はあり得ないという謙虚さが必要であると考えている。	後 30 日以内に届け出ることとすることで、現行制度と同様に、常に最新のプラント状況の評価の届出を確保することができます。 ➤ 安全性向上評価制度は、事業者の自主的な安全性向上を目的としており、法令に定める事項を踏まえた上で、届出書の構成や記載内容を含めて事業者が検討し、作成すべきものであると考えます。制度運用開始から一定期間が経過し、実績も積み重なってきたことから今般の改正により削除することとしたものです。 ➤ 本件のガイドは安全性向上評価制度に関するものであり、発電所を稼働できる要件を定めるものではないと考えています。